部長及び参事官　　交指発第168号
殿　　（交企）
所　属　長　　令和８年７月15日
10年保存（口訓）
本　部　長

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通事故事件捜査及び交通指導取締り上の留意事項について（通達乙）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和８年法律第52号。以下「改正法」という。）が令和８年７月１日に公布され、令和８年７月21日から施行されることとなり、改正法施行後の交通事故事件捜査及び交通指導取締りにおける運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、部下職員に対する指導教養の徹底を図り、関係事務の運営に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達において、「自動車運転死傷処罰法」とは、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）、「法」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）をいうものとする。

記

１　自動車運転死傷処罰法の一部改正に係る運用上の留意事項

改正法により自動車運転死傷処罰法第２条及び第３条に規定される危険運転致死傷罪の対象となる行為が明確化及び追加されたことを踏まえ、交通事故事件捜査統括官の指揮の下、引き続き適正かつ緻密な交通事故事件捜査を徹底されたい。

(1)　いわゆる飲酒類型について（改正法による改正後の自動車運転死傷処罰法第２条第１号関係）

改正法の施行後は、「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態」で自動車を走行させ、その結果人を死傷させた場合には、一律に危険運転致死傷罪が成立することから、引き続き、適切な呼気検査を徹底する必要がある。

そのため、事故発生時、運転者に飲酒の疑いがある場合には、下記２の留意事項に倣って適切に身体アルコール濃度の把握に努めた上で、原則として、鑑識カードを作成すること。

なお、呼気検査の結果、運転者の身体アルコール濃度が前記の数値基準に

満たない場合であっても、従来と同様に「アルコールの影響により正常な運転が困難」と認められる場合には同号が適用されることに留意されたい。

(2)　いわゆる高速度類型について（改正法による改正後の自動車運転死傷処罰法第２条第４号関係）

(1)と同様に、改正法の施行後は、同号に規定される速度以上の高速度で自動車を運転し、その結果人を死傷させた場合には一律に危険運転致死傷罪が成立することから、引き続き、死傷事故発生時の車両の超過速度を確実に特定する必要がある。

引き続き、緻密な現場鑑識活動を実施するとともに、防犯カメラやドライブレコーダーの画像解析に加え、車載記録装置に記録された情報の解析を行うなど、客観的かつ正確に超過速度を特定すること。

なお、同号イ又はロに定める速度を10キロメートル毎時以上下回る速度は、同号柱書中「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるもの」には当たらないと解されることから、適用に当たっては留意されたい。

(3)　いわゆる殊更滑走等類型について（改正法による改正後の自動車運転死傷処罰法第２条第６号関係）

同号は、「タイヤを滑らせ又は浮かせる」行為をやむを得ない事情がないのに意図的に行ったことにより自動車の進行を制御することが困難な状態にさせ、その結果人を死傷させた場合にに適用されるものであるため、例えば、

○　雪道を走行中に、積極的な意図はなくタイヤを滑らせた事案

○　突然現れた障害物を避けるためにやむを得ず急ブレーキや急ハンドルをしてタイヤを滑らせた事案

等には、一般的には、同号は適用されないことに留意されたい。

２　法の一部改正に係る運用上の留意事項

改正法により酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為が明確化されたことを踏まえ、引き続き飲酒運転に対する厳正な交通指導取締りを徹底されたい。

(1)　「酒に酔った状態」（法第117条の２第１項第１号）の認定

改正法により、「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態」で車両等を運転した者には、一律に同号の酒酔い運転の罪が適用されることとなった。

他方で、運転者の身体アルコール濃度が前記の数値基準に満たない場合で

あっても、従来と同様に「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認められる場合には、「酒に酔つた状態」と認定し、酒酔い運転の罪を適用することになるため、鑑識カードを活用した検査のほか、防犯カメラやドライブレコーダー映像、目撃者からの聴取等を総合的に考慮して、「正常な運転ができないおそれがある状態」であるか否かを判断すること。

(3)　鑑識カードの作成

飲酒の疑いがある運転者に対して、呼気検査を実施した場合は、当該運転者が病院に搬送された場合等を除いて、原則として、言語状況、歩行能力、直立能力等の検査を実施し、鑑識カードを作成すること。

なお、呼気検査の結果、「呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態」と認められる場合であっても、運転者の状態を明らかにするため、鑑識カードを作成すること。

また、飲酒の疑いがある運転者に対して、呼気検査を拒否するなど呼気検査を実施できない場合は、鑑識カード、捜査報告書等により、当該運転者の状態を明らかにしておくこと。